平成２４年（フ）第３２号
茨城県かすみがうら市新治1827番地10　久保田住宅15号
債務者　小松﨑信利
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２７号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子１番地　山岸アパート201号室
債務者　江上富士明
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８０号
神奈川県愛甲郡愛川町半原445番地の３
債務者　関野　幸英
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５８３号
京都府宇治市槇島町月夜６番地の１　朝日プラザ宇治623号
債務者　矢代　裕章
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　11棟204号
債務者　山本　康代
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
京都市南区東九条宇賀辺町75番地
債務者　髙島綾こと　崔　　順徳
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２１０号
京都市下京区西七条北西野町20番地５
債務者　佐藤加代子（旧姓武部）
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７９号
京都府京丹後市大宮町周枳2317番地の１
債務者　山添　志穂
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第９４号
京都府京丹後市丹後町成願寺960番地
債務者　上羽　利昭
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第５３１号
奈良県天理市川原城町646番地グリーンパークコート901号室
債務者　齊藤奈美子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
奈良県天理市柳本町1228番地
債務者　山本美代子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５号
奈良県天理市柳本町1228番地
債務者　山本　　淳
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１号
香川県高松市多肥上町577番地６
債務者　平田　郁代（旧姓石丸）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４号
福岡県飯塚市相田294番地27　市住10棟1023号
債務者　金千代子こと　金原千代子
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５号
福岡県飯塚市大分1594番地１　畠中アパート10号
債務者　藤川　正剛
1　決定年月日時　平成24年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４０号
沖縄県那覇市東町４番12号　東壱番館302
債務者　本永美奈江
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第５２号
沖縄県那覇市字安里43番地　安里原コーポ207
債務者　島袋サヨ子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部